

1 計画策定の意義

私たちが生活し、活動をしていく限り、必ず「資源（もの）」を消費し、それが不要となった時点で廃棄物となります。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動やライフスタイルは、大気汚染や水質汚濁などを引き起こしてきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊などは、地球規模の環境問題となっています。

ごみの処理が環境に与える影響を最小限にしていくことは、地域のみでなく地球規模の課題となっています。

今後のごみ問題は、環境への負荷の軽減と資源の循環を最優先にした、「環境にやさしい処理システム」の整備を中心とするものでなければなりません。

また、最終的に処分する際も環境への負荷の低減を目指した「適正処理」を行うことが不可欠です。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を進め、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者及び行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、資源投入量の抑制及び容器包装廃棄物の再資源化を推進するとともに、最終処分場の延命化が図られるものです。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・市民、事業者及び行政がものの再使用を行い、商品の購入時には再生利用製品を選択するとともに、ごみの排出時にはリサイクルや処分等の行動について自覚と責任を持つ社会を構築します。
- ・自らは環境に配慮した商品を購入する循環型のライフスタイルを選択し、企業に対しては環境を汚さない製品の生産や流通を促す行動を起こし、行政に対しては環境についての対策の実施と法令等の整備を提言し協力する市民を育成します。
- ・市民、事業者及び行政の三者がそれぞれの責務を果たし、協働して「資源の消費抑制」及び「資源の循環」に積極的かつ主体的に取り組む協力体制を構築します。
- ・ごみの減量と資源の循環に主眼を置いた処理処分の仕組みを整備します。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年目に改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、主としてスチール製の容器（以下「スチール製容器」という。）、主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミ製容器」という。）、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを

除く。以下「紙パック」という。)、主として段ボール製の容器（以下「段ボール」という。）、主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）、主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（以下「その他のプラスチック製容器包装」という。）を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物	14,472 t	14,070 t	13,660 t	13,432 t	13,190 t

【内訳】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
スチール製容器	832 t	772 t	712 t	654 t	595 t
アルミ製容器	560 t	564 t	567 t	571 t	574 t
無色のガラス製容器	880 t	834 t	787 t	742 t	697 t
茶色のガラス製容器	756 t	716 t	677 t	638 t	599 t
その他の色のガラス製容器	164 t	155 t	147 t	138 t	130 t
紙パック	426 t	428 t	430 t	432 t	434 t
段ボール	2,895 t	2,866 t	2,833 t	2,802 t	2,768 t
その他の紙製容器包装	1,733 t	1,539 t	1,348 t	1,329 t	1,309 t
ペットボトル	897 t	901 t	904 t	908 t	910 t
その他のプラスチック製容器包装	5,329 t	5,295 t	5,255 t	5,218 t	5,174 t
うち白色発泡スチロール製食品トレイ	241 t	239 t	237 t	236 t	234 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生資源事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

方策名	事業内容
エコショップ制度の普及	<p>ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店に対し、大阪府リサイクル社会推進会議が統一した商号「エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）」の使用を認める「エコショップ制度」の普及活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の実施 ・使い捨て容器の使用の自粛 ・ペットボトル、紙パック、トレイ、空き缶、あきびん等の回収の実施 ・買い物袋持参運動の実施 ・環境にやさしい商品の開発 ・その他のごみ減量・リサイクル活動として認められる事業
集団回収（支援制度）	<p>住民団体による集団回収において、住民団体への奨励金の交付、結束用紙ひもの支給などの支援等を行うことにより、ごみの排出抑制の効果の拡充を図ります。</p> <p>○回収品目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙、雑誌、広告紙、段ボール、紙パック ・アルミ製容器、スチール製容器 ・古布類

方 策 名	事 業 内 容
メディアを用いた方策	各種メディアを用いた啓発活動を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌にごみの減量化・リサイクルに関する啓発記事を掲載 ・ごみ収集カレンダーの作成及び配付 ・ごみの減量化・リサイクルに関する啓発チラシの作成及び配付 ・コミュニティFM番組でごみに関する啓発を実施 ・ホームページにてごみの分別排出の方法を啓発
環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育のためのパンフレットを作成し、配付します。 ・環境学習講座の開催
再資源化施設の更新	現在の施設を市民活動の拠点、環境学習の場及び環境問題の情報発信基地となる施設に更新します。
指定袋制	ごみの排出については、市の指定する袋での排出を求めることで、ごみの減量及び分別の徹底を図ります。
ごみ減量推進員制度	ごみ減量推進員を委嘱し、地域での発生抑制、再生利用等の活動を推進します。
資源循環会議（仮称）の実施	資源循環会議（仮称）の設置を図り、市民、事業者及び行政の共通意識の形成を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、市の有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	分別収集開始時期
スチール製容器	資源ごみ	昭和55年7月
アルミ製容器	資源ごみ	昭和55年7月
無色のガラス製容器	資源ごみ	昭和59年3月
茶色のガラス製容器		
その他の色のガラス製容器		
紙パック	集団回収（牛乳パック）	昭和55年7月
段ボール	集団回収（段ボール）	昭和55年7月
ペットボトル	ペットボトル	平成9年10月
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	平成21年10月予定

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
スチール製容器	738 t		685 t		632 t		580 t		528 t	
アルミ製容器	126 t		132 t		141 t		153 t		167 t	
無色のガラス製容器	(合計) 563 t		(合計) 549 t		(合計) 535 t		(合計) 521 t		(合計) 508 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 563 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 549 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 535 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 521 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 508 t
茶色のガラス製容器	(合計) 484 t		(合計) 471 t		(合計) 459 t		(合計) 448 t		(合計) 436 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 484 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 471 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 459 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 448 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 436 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 105 t		(合計) 102 t		(合計) 100 t		(合計) 97 t		(合計) 95 t	
	(引渡) 105 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 90 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 88 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 85 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 83 t
紙パック	93 t		108 t		122 t		122 t		121 t	
段ボール	2,025 t		2,012 t		1,997 t		1,982 t		1,966 t	
その他の紙製容器包装	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
ペットボトル	(合計) 78 t		(合計) 261 t		(合計) 441 t		(合計) 443 t		(合計) 444 t	
	(引渡) 25 t	(独自処理) 53 t	(引渡) 261 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 441 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 443 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 444 t	(独自処理) 0 t
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 0 t		(合計) 1,218 t		(合計) 2,417 t		(合計) 2,400 t		(合計) 2,380 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,218 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,417 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,400 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,380 t	(独自処理) 0 t
(うち白色発泡スチロール製食品トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

既に市にて分別収集を実施している分別基準適合物等については、直近年度の収集実績に人口変動率を乗じ、集団回収にて分別収集している分別基準適合物等については、これに多種分別による寄与度を考慮するものとします。

また、今後市にて分別収集を予定している分別基準適合物等については、原単位に人口変動率を乗じ、府下（近隣）市町村における収集実績を考慮するものとします。

なお、人口変動率については、本市における第4次総合計画（後期基本計画）における人口推計をもとにしています。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を拡充して行います。

なお、現在自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙パック及び段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することを奨励します。

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	紙パック	集団回収（牛乳パック）	住民団体による集団回収	再生資源事業者
	段ボール	集団回収（段ボール）	住民団体による集団回収	再生資源事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	公共施設拠点回収、市による定期収集（平成21年度から予定）	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集（平成21年度から予定）	市（平成21年度から予定）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びんについては、当市の廃棄物処理センターで選別・圧縮・破碎・保管を行い、ペットボトルについては、当面は、八尾市一般廃棄物最終処分場に設置した圧縮・梱包機で、その後は、その他のプラスチック製容器包装も併せ廃棄物処理センターに設置する圧縮・梱包機にて処理・保管を行い、再生資源事業者または指定法人に引き渡します。また、その他のプラスチック製容器包装の分別収集の実施等を見据え、平成20年度末を目処にストックヤードの増設等を実施します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源	袋	パッカー車	廃棄物処理センター（選別・圧縮・破碎施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
紙パック	集団回収（牛乳パック）	縛る	平ボディ車またはパッカー車	再生資源事業者 ストックヤード
段ボール	集団回収（段ボール）	縛る	平ボディ車またはパッカー車	再生資源事業者 ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス、袋（平成21年度から予定）	パッカー車	最終処分場内ストックヤード（選別・圧縮・梱包施設） 廃棄物処理センター（選別・圧縮・梱包施設、平成21年度から予定）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋（平成21年度から予定）	パッカー車	廃棄物処理センター（選別・圧縮・梱包施設、平成21年度から予定）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者及び学識経験者等の委員で構成された廃棄物減量等推進審議会に対し、実施に関する基本的事項を諮問し、答申に基づき推進体制を整備します。また、ごみの減量・資源化等の施策について行政と地域のパイプ役となる「ごみ減量推進員」を設置します。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、結束用紙ひもの交付などの支援を行います。

【参考】

分別収集に必要な施設計画（排出段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1. 排出容器				
1.1 透明合成樹脂袋	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	（仕様） 材質：樹脂製 容量：35リットル （整備計画） 整備済	住民	・平成8年10月から資源として収集実施
	b. ペットボトル c. プラスチック製容器包装	（仕様） 材質：樹脂製 容量：45リットル （整備計画） 平成21年度から分別収集予定	住民	・平成21年度からペットボトル、プラスチック製容器包装として分別収集予定
1.2 結束用ひも	d. 集団回収（紙パック、段ボール）	（仕様） 材質：再生紙 長さ：500m （整備計画） 整備済	住民	・住民団体が分別して集団回収
1.3 回収ボックス	e. ペットボトル	（仕様） 材質：スチール製 容積：700mm×450mm×800mm （整備計画） 平成21年度から分別収集予定	市	・平成8年10月からペットボトルとして拠点回収 ・平成21年度から分別収集へ移行予定
2. 集積場所				
2.1 排出ステーション	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器） b. ペットボトル c. プラスチック製容器包装 d. 集団回収（紙パック、段ボール）	従来の排出場所を利用	住民	・清掃指導員が指導
2.2 回収拠点	e. ペットボトル	市内の公共施設を利用	市	・市内14箇所 ・平成21年度から分別収集へ移行予定

分別収集に必要な施設計画（運搬段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1. 専用車輛				
1.1 パッカー車	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	（仕様） 積載量：2 tまたは4 t ボディ容積：4 m ³ または6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・資源として混合収集
	b. ペットボトル	（仕様） 積載量：2 tまたは4 t ボディ容積：4 m ³ または6 m ³ （整備計画） 平成21年度2台	市	・ペットボトルとして収集（平成21年度から分別収集予定）
	c. プラスチック製容器包装	（仕様） 積載量：2 tまたは4 t ボディ容積：4 m ³ または6 m ³ （整備計画） 平成21年度6台	市	・プラスチック製容器包装として収集（平成21年度から分別収集予定）
	e. ペットボトル	（仕様） 積載量：2 tまたは4 t ボディ容積：4 m ³ または6 m ³ （整備計画） 整備済	市	・平成21年度から分別収集へ移行予定

分別収集に必要な施設計画（中間処理段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1. 再生施設				
1.1 リサイクルプラザ	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	(整備計画) 平成 21 年度から供用開始予定 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、アルミ選別機、圧縮機	市	・不燃物処理資源化施設（昭和 59 年 3 月竣工） 能力：30 t / 5 h ・施設更新後 能力：14 t / 日
	b. ペットボトル	(整備計画) 平成 21 年度から供用開始予定 主要機器：ベルトコンベア、圧縮・梱包機	市	・能力：2 t / 日
	c. プラスチック製容器包装	(整備計画) 平成 21 年度から供用開始予定 主要機器：ベルトコンベア、圧縮・梱包機	市	・能力：10 t / 日
	e. ペットボトル	(整備計画) 策定済	市	・一般廃棄物最終処分場内圧縮装置 能力：300 kg / 日
1.2 ストックヤード	a. 資源（スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器） b. ペットボトル c. プラスチック製容器包装	(整備計画) 平成 21 年度から供用開始予定 形状：上屋付きストックヤード	市	
	e. ペットボトル	(整備計画) 策定済	市	・一般廃棄物最終処分場内 ・平成 21 年度から分別収集へ移行予定